

## コメントに対する対応方針（溢水）

コメント管理No.		コメントを受けた資料	コメント日	コメント内容	化学薬品漏えいへの展開	対応方針（回答方針）	他条文、共通資料との関係有無
分類（キーワード）	No.						
【溢水00-01（共通00 別紙4）】							
全般	1	溢水00-01 R23	2023/2/20	・許可時には開示していた部分にマスキングが処されている箇所などがあるため、マスキングが必要な箇所について精査すること。	要	許可時のマスキングも踏まえ設工認申請でマスキングが必要となる箇所を再度確認する。	
別紙4全体	2	溢水00-01 R23 別紙4-1～5	2023/2/10	・溢水防護区画はDBとSAでどのようにまとめるのか、整理して説明すること。	要	溢水防護対象設備および重大事故等対処設備各々に対して防護区画を設定し、添付書類を修正する。ただし、溢水影響評価の説明を合理的に行うために、双方の情報を含めた区画を示す必要があると考えており、それについては補足説明資料にて説明する。	
別紙4全体	3	溢水00-01 R23 別紙4-1～5	2023/2/20	・SAとの書き分けについて、現状の整理を示して調整が必要な部分などを明確化すること。	要	SA側で、溢水から防護すべき設備および地震動の条件（1.0Ssまたは1.2Ss）を明確にした上で、溢水側に引き渡す。 溢水側では溢水00-01 別紙4-3以降で、SAから引き受けた防護すべき設備および地震動の条件に従い、溢水評価や溢水対策設備の設計を展開する。	SA
別紙4全体	4	溢水00-01 R23 別紙4-1～5	2023/2/20	・共通00の別紙4-3、4-4において、発電炉と比較する箇所に不適切な引用が散見されるため、合致する箇所を比較すること。	不要	溢水00-01 別紙4全般において、備考欄の炉との比較（差異理由、差異の妥当性）の見直しを行う。構成が変更となった箇所についても比較が容易となるよう別紙4を見直す。	
別紙4全体	5	溢水00-01 R23 別紙4-1～5	2023/2/20	・DB（1.0Ss）とSA（1.2Ss）の差異について、対象となる範囲（施設や溢水防護区画）などを整理して説明すること。	要	防護すべき設備が考慮する地震動の条件（1.0Ssまたは1.2Ss）を踏まえ、溢水評価結果では考慮した地震動の条件が明確になるよう溢水00-01 別紙4-4を見直しし説明する。	SA
別紙4全体	6	溢水00-01 R23 別紙4-1～5	2023/2/22	・溢水の申請書/補足説明資料では多数の評価、表、図を示すことになるので、どの資料で何を示すのか、目的と内容について整理して説明すること。（内部火災コメントの展開）	要	溢水全般でどの資料で何を説明し、どのような図表を示すのか、予め整理し、ヒアリング資料として作成し説明する。（示し方は火災の説明と整合させる）	
別紙4全体	7	溢水00-01 R23 別紙4-1～5	2023/2/22	・添付書類の構成（順番）が、説明すべき順番と整合していない（溢水対策設備の詳細設計に係る説明等が溢水評価結果の後に示される）ため、添付書類の記載を整理して説明すること。	要	溢水対策設備の設計方針は、溢水影響評価結果の前提条件となるため、「別紙4-3 溢水影響に関する評価方針」の次に説明する。また、溢水防護設備に対する設計要求である耐震設計や強度設計については、溢水対策設備の設計方針を踏まえて具体を展開すること、さらにはこれらも溢水影響評価結果の前提条件となることから、溢水影響評価結果の前に説明するものとして説明すべき順番に整合するよう、別紙4の記載順を見直す。	

コメントに対する対応方針（溢水）

コメント管理No.		コメントを受けた資料	コメント日	コメント内容	化学薬品漏えいへの展開	対応方針（回答方針）	他条文、共通資料との関係有無
分類（キーワード）	No.						
別紙4全体	8	溢水00-01 R23 別紙4-1～5	2023/2/22	・審査会合資料でも示されている分類定義（溢水対策設備、溢水防護設備）が現状申請書と整合していないため、整理して説明すること。	要	審査会合資料で示している分類定義（溢水対策設備、溢水防護設備）と申請書を整合させるよう整理する。これについては、溢水00-01 別紙4-1～4-5を見直しし説明する。	
溢水による損傷の防止に対する基本方針	9	溢水00-01 R23 別紙4-1	2023/2/10	・保守セルのプラグについては、耐震側で扱いについて確認するが、開口部としての整理も考えられるため、状況を確認しておくこと。	不要	保守セルのプラグ・開口部の止水性については他条文での議論も踏まえ、別途ヒアリングにて説明する。	
溢水による損傷の防止に対する基本方針	10	溢水00-01 R23 別紙4-1	2023/2/22	基本設計方針では、堰等への設計要求として「基準地震動Ssによる地震力等の溢水の要因となる事象」に対して機能を維持する設計とすることとしているのに対し、添付書類では「等」の記載がなくなっている。考慮すべき荷重、環境要因をふまえ、必要な設計要求を整理すること。	要	共通12で全体の整理を議論してから添付書類への展開を行う。	共通12
溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.4	11	溢水00-01 R23 別紙4-1	2023/2/10	・溢水防護板に対する設計要件として、不燃性・難燃性材料を適用することが基本設計方針に記載されているにも関わらず、添付書類で記載が消えているので、必要性を確認して適切に整理して説明すること。	不要	「防護板は主要部材に不燃性材料又は難燃性材料を用いる」旨を溢水00-01 別紙4-1の「2.4.2 被水影響を防止する設備」に追記して説明する。	
溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.4	12	溢水00-01 R23 別紙4-1	2023/2/22	・許可、基本設計方針で対策の候補として挙げたもののうち、採用しなかった対策（設備）とその理由について明記すること。	要	許可、基本設計方針で対策の候補として挙げたもののうち、採用しなかった対策（設備）とその理由について追記する。これについては、溢水00-01 別紙4-1の「2.4 溢水防護設備の設計方針」に追記する。	共通12
溢水防護対象設備の選定	13	溢水00-01 R23 別紙4-2	2023/2/20	評価対象設備の選定作業について以下を留意のこと。 ・第1回申請時に共通09にて安重設備に期待する機能を整理しているはずなので、当該機能と紐づけて整理すること。 ・静的機器を理由に除外している配管については、配管自体の安全機能も考慮して除外可否を判断すること。また、配管閉塞については、没水影響だけでなく被水影響も考慮して判断すること ・再精査の進め方の方針確認のため、現状の考え方を事前に説明すること。	要	評価対象設備の選定作業においては、共通09で整理した安全機能をふまえ網羅的に評価対象の選定、機能喪失高さの設定を行う。その評価対象設備の選定の方法の詳細については補足説明資料にて説明する。方針確認のため、事前に考え方を説明する。	評価対象設備の選定
溢水防護対象設備の選定	14	溢水00-01 R23 別紙4-2	2023/2/20	・溢水防護区画図は、火災の防護区画図も参考に、必要な情報を含めて説明すること。	要	溢水00-01別紙4-2の溢水防護区画図及び薬品00-01別紙4-2の化学薬品防護区画図は、区画の境界を明確にし、評価対象の防護対象設備がどの区画に設置されているかがわかるよう見直しし説明する。	

コメントに対する対応方針（溢水）

コメント管理No.		コメントを受けた資料	コメント日	コメント内容	化学薬品漏えいへの展開	対応方針（回答方針）	他条文、共通資料との関係有無
分類（キーワード）	No.						
溢水評価条件の設定	15	溢水00-01 R23 別紙4-3	2023/2/20	・SA設備の選定におけるアクセスルートの設定について、操作場所での操作の可否に対する考え方が不足しているため、必要な整理を実施すること。	要	SA対象設備の選定の整理に係る操作場所の整理については、アクセスルートも含めてSA側で説明する。	SA
溢水評価条件の設定	16	溢水00-01 R23 別紙4-3	2023/2/22	被水影響評価の判定基準、結果について以下を整理すること ・a～fの判定基準の具体を添付書類の記載で明確にすること。（曖昧な表現の明確化、SAとDBの基準の重複解消など） ・誤解を招かない、読み手にわかりやすい注釈、凡例、結果の示し方を検討のこと。 ・建屋毎に纏めて結果を整理しているものは、その内訳がわからないため、結果を纏めることの妥当性を整理すること。	要	被水影響評価の判定基準、結果を明確にし、溢水00-01及び薬品00-01の別紙4-3を見直しする。	
溢水評価条件の設定	17	溢水00-01 R23 別紙4-3	2023/2/22	蒸気影響評価の判定基準、結果について以下を整理すること。 ・a～eの判定基準の具体を添付書類の記載で明確にすること。（曖昧な表現の明確化、SAとDBの基準の重複解消など）	—	蒸気影響評価の判定基準、結果を明確にし、溢水00-01及び薬品00-01の別紙4-3を見直しする。	
溢水評価条件の設定	18	溢水00-01 R23 別紙4-3	2023/2/22	・溢水源除外の評価方針を耐震側でどこで引き渡すか検討のうえ、添付書類を整理して説明すること。	要	現状、別紙4-3の溢水源除外の項目に、評価・対策することは記載しているが、受渡しについては記載が不足しているため、検討して記載する。	耐震
溢水評価条件の設定 2.	19	溢水00-01 R23 別紙4-3	2023/2/20	・溢水影響評価において、溢水源から除外する場合と、溢水防護設備で影響を緩和する場合とは、どのように区分けしているか、考え方を整理すること。	要	溢水源から除外する場合と、溢水防護設備で影響を緩和する場合の区分けの考え方を、想定破損及び地震起因のそれぞれに対して配置状況が分かるように記載する。反映する資料は検討中。	
溢水評価条件の設定 2.	20	溢水00-01 R23 別紙4-3	2023/2/20	・溢水源の設定において、同じ系統内でも範囲により破損形状が変更する場合などを含め、想定する溢水源について整理すること。	要	考え方は、No.19の記載の中で、同じ系統内でも箇所により破損形状を変更する部分があることがわかるような表現にする。どこがどの破損形状を想定しているかは、リスト又は配置図にて説明する。反映する資料は検討中。	
溢水評価条件の設定 2.1	21	溢水00-01 R23 別紙4-3	2023/2/20	・溢水源の設定において、配管の強度評価結果に基づき破損想定を除外しているものに対して、減肉管理といった保守管理に対する考え方も整理して説明すること。	要	配管の減肉管理（保守管理）については、管理対象の選定や考え方について、補足説明資料にて説明する。	
溢水評価条件の設定 2.1	22	溢水00-01 R23 別紙4-3	2023/2/20	・溢水量の算出にかかる安全率に関して、蒸気影響評価では除外する理由について、発電炉との差異を確認し説明すること。	不要	蒸気影響評価に用いる安全率については、炉との比較を整理し、補足説明資料にて示し説明する。	

コメントに対する対応方針（溢水）

コメント管理No.		コメントを受けた資料	コメント日	コメント内容	化学薬品漏えいへの展開	対応方針（回答方針）	他条文、共通資料との関係有無
分類（キーワード）	No.						
溢水評価条件の設定 2.1	23	溢水00-01 R23 別紙4-3	2023/2/22	・評価に用いる溢水量の算出において、同一の系統内でも健全な箇所と破損を想定する箇所が混在している場合に対する考慮が読み取れる記載とすること。	不要	同じ系統内でも箇所により破損形状を変更する部分があることがわかるような記載とする。どこがどの破損形状を想定しているかは、リスト又は配置図にて説明する。反映する資料は検討中。	
溢水評価条件の設定 2.1	24	溢水00-01 R23 別紙4-3	2023/2/22	・溢水量の算定において系統保有量を安全率で乗算している理由について、不確かさを踏まえて説明すること。	不要	系統保有量について、その不確かさを整理した上で安全率で乗算した根拠を溢水00-01別紙4-3「2.1.2 溢水量の設定」に追記する。	
溢水評価条件の設定 2.2	25	溢水00-01 R23 別紙4-3	2023/2/20	・屋外の消火栓からの溢水量に関する発電炉との比較において、備考欄の記載が適切ではないため、内容を確認の上、整理して説明すること。	不要	屋外からの消火栓については発電炉との比較を整理し説明する。これについては、溢水00-01 別紙4-3に反映する。	
溢水評価条件の設定 2.3	26	溢水00-01 R23 別紙4-3	2023/2/20	・使用済燃料貯蔵プール、ピットのスロッシング評価において、通常と異なる状態（蓋の一時的な取外し）による評価への影響について、整理して説明すること。	不要	通常と異なる状態（蓋の一時的な取外し）を考慮した評価を実施したうえで、現状の解析モデルにおける解析裕度との比較をすることで、現状の溢水評価に影響を与えないことを説明したいと考えている。通常と異なる状態を考慮している旨は溢水00-01別紙4-3の「2.3.2 溢水量の設定」にて記載し、考慮した場合でも現状の溢水評価が保守的な評価になっていることの根拠を補足説明資料にて説明する。	
溢水評価条件の設定 2.4	27	溢水00-01 R23 別紙4-3	2023/2/20	・その他の溢水のうち、屋外タンク等の損傷による溢水において、溢水源とする設備リストに記載のない設備の申請上の扱いについて整理すること。また、設定の考え方については、添付書類への記載を整理すること。	不要	設備リストに記載のない屋外タンク等の記載方法を整理し、溢水00-01 別紙4-3の記載を見直します。	
溢水評価条件の設定 2.4	28	溢水00-01 R23 別紙4-3	2023/2/20	・屋外タンク等の損傷による溢水において、評価上設定する保守性（地下ピットの保有水は全量スロッシングで溢水する想定にしていること、耐震性のある冷却塔が地震で損壊する想定としていること）については、説明の合理性も考慮して整理し説明すること。	不要	溢水源とする屋外タンク等の設定及び保守性については、説明の合理性も考慮して整理する。これを踏まえて溢水00-01 別紙4-3へ反映及び補足説明資料にて説明する。	
溢水評価条件の設定 2.4	29	溢水00-01 R23 別紙4-3	2023/2/20	・その他の溢水で想定する自然現象について、考慮すべき事象全体を列挙したうえで発電炉と比較し、過不足を整理すること。	要	許可時の設計上考慮すべき現象と発電炉の現象を比較したうえで、考慮すべき自然現象及び人為による事象の検討要否を説明する。これについては、溢水00-01 別紙4-3の「第2-7表 地震以外の自然現象による溢水影響の検討要否」を見直します。	
溢水評価条件の設定 3.2	30	溢水00-01 R23 別紙4-3	2023/2/20	・溢水経路の設定において、バウンダリとして考慮するもの、しないものが不明確な記載となっている箇所があるため、全体的に記載を整理して説明すること。	要	溢水00-01別紙4-3の「3.2 溢水経路の設定」の記載について、不明確になっている部分があるため、わかりやすい表現に見直します。	

コメントに対する対応方針（溢水）

コメント管理No.		コメントを受けた資料	コメント日	コメント内容	化学薬品漏えいへの展開	対応方針（回答方針）	他条文、共通資料との関係有無
分類（キーワード）	No.						
溢水評価条件の設定 3.2	31	溢水00-01 R23 別紙4-3	2023/2/20	・管理区域外漏えいについて、どの条文で説明するのか、また、溢水評価への影響はないかを整理すること。	不要	溢水条文の中で、閉じ込め要求の堰（施設外漏えい防止堰）の存在を前提として溢水経路を評価することとし、補足説明資料にて説明する。	閉じ込め
溢水評価条件の設定 4.	32	溢水00-01 R23 別紙4-3	2023/2/20	・溢水評価におけるアクセス通路部について、「原則」として水位の基準を設けているにも関わらず、さらに評価により判定基準を設定しており、基準が不明確であるため、整理すること。	要	溢水水位の基準について、整理し、溢水00-01 別紙4-3の「4. 溢水評価」に追記する。	
溢水評価条件の設定 4.	33	溢水00-01 R23 別紙4-3	2023/2/22	・蒸気遮断弁の動作に係る応答遅れ等、数値の根拠を説明すること。	不要	蒸気遮断弁の動作に係る応答遅れ等、数値の根拠については補足説明資料にて説明する。	
溢水評価条件の設定 4.	34	溢水00-01 R23 別紙4-3	2023/2/22	・漏えい検知器について、評価上は期待しないが、実際は期待しているところがあるように読み取れたので、設工認なので、期待するものは何か、ということをはっきり説明すること。	要	漏えい検知器の扱いについて整理し、補足説明資料にて説明する。	共通12
溢水評価条件の設定 4.1	35	溢水00-01 R23 別紙4-3	2023/2/20	・床勾配による保守性の考え方について、現実的としている設定が平均的な話となっており、保守性を示すものとなっていないため、根拠を踏まえて説明すること。	要	床勾配による保守性の考え方については、建物の実際の設計状況を踏まえ、補足説明資料にて説明する。	
溢水評価条件の設定 4.1	36	溢水00-01 R23 別紙4-3	2023/2/20	・屋外の溢水評価について、発電炉との章構成の違いにより比較していないが、比較対象が存在しているので、適切に整理して比較すること。	不要	溢水00-01 別紙4-3の「4.1.2 屋外で発生する溢水に関する溢水評価方法」以降に炉との比較するよう見直しする。	
溢水評価条件の設定 4.1	37	溢水00-01 R23 別紙4-3	2023/2/20	・屋外タンク等の破損による溢水に対し、発電炉では局所的な評価を実施し、再処理では実施していないが、この必要性から整理して説明すること。	不要	屋外タンク等と溢水防護建屋との配置条件を整理し、局所評価の要否について補足説明資料で説明する。	
溢水評価条件の設定 4.1	38	溢水00-01 R23 別紙4-3	2023/2/20	・地下水の流入による溢水評価について、止水措置を施して流入防止対策を図るとする一方で、溢水評価も行うとしており、地下水からの防護方針が不明確。記載を整理して説明すること。	不要	地下水の流入を防止する境界と流入防止措置を明確にした上で地下水による影響評価の記載を適正化する。これについては、溢水00-01 別紙4-3の「4.1.2 屋外で発生する溢水に関する溢水評価方法」に追記する。	
溢水評価条件の設定 4.1	39	溢水00-01 R23 別紙4-3	2023/2/22	・屋外で発生する溢水に対する影響評価について、炉と異なる章構成としていることが、却って内容を複雑にしている面もあるため、どちらが良いか整理して説明すること。	要	被水影響がないことを明記する。これについては、溢水00-01 別紙4-3の「4.1.2 屋外で発生する溢水に関する溢水評価方法」に追記する。	

コメントに対する対応方針（溢水）

コメント管理No.		コメントを受けた資料	コメント日	コメント内容	化学薬品漏えいへの展開	対応方針（回答方針）	他条文、共通資料との関係有無
分類（キーワード）	No.						
溢水評価条件の設定 4.2	40	溢水00-01 R23 別紙4-3	2023/2/22	・被水影響評価における一部の炉との差異（炉では、溢水源と防護対象の間に遮蔽物（障壁）があったとしても、溢水源と防護対象が同一区画にある場合には、被水影響を受けるものとして整理）の考え方、再処理の妥当性を添付書類で示すこと。 ・遮蔽物（障壁）の位置づけ（設計要求）、管理（CM）を整理すること。	要	被水影響評価においては、ガイドを参考に障害物を考慮した上で、被水源と防護対象設備の位置関係により影響有無を判断している。この考え方は、溢水00-01 別紙4-3の「4.2.1 防護すべき設備を内包する建屋内で発生する溢水に関する溢水評価方法」に追記する。 ・溢水・化学薬品評価で必要となる設備については、その管理を保安規定に定めることとしている。保安規定の記載等は関係部署と調整中。	
溢水評価条件の設定 4.3	41	溢水00-01 R23 別紙4-3	2023/2/10	・蒸気影響評価における空調条件の設定について、発電炉との差異があるため、発電炉の考え方を確認の上で比較して、記載を適正化すること。	不要	炉の状況と比較した結果を溢水00-01 別紙4-3の「4.3.1 防護すべき設備を内包する建屋内で発生する溢水に関する溢水評価方法」のうち「へ、空調条件の設定」の備考に炉と異なる理由を追記する。	
溢水評価条件の設定 4.3	42	溢水00-01 R23 別紙4-3	2023/2/22	・蒸気曝露試験の結果について不明な点（試験前、中、後の判定内容について空欄がある）を整理して説明すること。	不要	各試験で要求される状態を踏まえて適正化する。これについては、溢水00-01 別紙4-3の「第2-8表 蒸気曝露試験内容及び結果」に記載する。	
溢水評価条件の設定 4.3	43	溢水00-01 R23 別紙4-3	2023/2/22	・蒸気曝露試験における環境条件の設定において、再処理では「圧力」を考慮していない理由を示すこと。	不要	蒸気曝露試験では圧力を考慮した試験を実施していることから、「圧力」を追記する。これについては、溢水00-01 別紙4-3の「4.3.1 防護すべき設備を内包する建屋内で発生する溢水に関する溢水評価方法」のうち「b. 蒸気曝露試験及び蒸気影響机上評価」を見直す。	
溢水評価条件の設定 溢水影響に関する評価	44	溢水00-01 R23 別紙4-3	2023/2/22	・評価に用いる数値の丸め方（処理桁数、切り上げ/切り捨て）によっては、判定基準を満足しない可能性もあるため、留意すること。	要	「約」を付した値についても考慮して、切り上げなどの設定が適正であることを示せるように整理する。これについては、溢水00-01 別紙4-3及び別紙4-4を見直す。	
溢水影響に関する評価 2.1	45	溢水00-01 R23 別紙4-4	2023/2/22	・地下水に係る影響評価について、一部は、建屋外壁ではなく建屋内に設けた境界で流入を防止を図っていることが読みにくい。添付書類の記載を整理して説明すること。	不要	地下水の流入を防止する境界を明確化した上で地下水による影響評価結果の記載を適正化する。これについては、溢水00-01 別紙4-4の「2.1.2 屋外で発生する溢水に関する溢水評価結果」を見直す。	
溢水防護設備の詳細設計	46	溢水00-01 R23 別紙4-5	2023/2/22	・堰、防水扉、水密扉（水密ハッチ含む）の用途、使い分けを明記すること。	不要	用途、使い分けの考え方を溢水00-01別紙4-5に追記する。（共通12にも併せて反映する）	共通12
溢水防護設備の詳細設計	47	溢水00-01 R23 別紙4-5	2023/2/22	・使用済燃料貯蔵プール・ビットに設置する蓋の耐震性に係る設計要求、評価方法を整理して説明すること。	不要	蓋の耐震性に係る要求事項を共通12にて明確にするとともに、溢水00-01別紙4-5にて耐震性に係る設計方針を追記する。耐震性に係る評価結果は補足説明資料にて説明する。	共通12

コメントに対する対応方針（溢水）

コメント管理No.		コメントを受けた資料	コメント日	コメント内容	化学薬品漏えいへの展開	対応方針（回答方針）	他条文、共通資料との関係有無
分類（キーワード）	No.						
溢水防護設備の詳細設計 3.1, 4.1	48	溢水00-01 R23 別紙4-5	2023/2/22	・溢水対策設備の分類（流入防止、溢水量低減など）を要求事項をふまえ再整理し、添付資料構成を整理して説明すること。	要	溢水対策設備の分類（流入防止、溢水量低減など）を要求事項を踏まえ再整理し、添付資料構成を整理する。これについては、溢水00-01 別紙4-5の「3.1 溢水伝播を防止する設備」及び「4.1 溢水伝播を防止する設備」を見直しする。	共通12
溢水防護設備の詳細設計 4.1	49	溢水00-01 R23 別紙4-5	2023/2/22	・防水扉・水密扉の確認試験における試験時間（1時間）の設定根拠を整理して説明すること。	不要	先行炉での試験条件とその設定根拠を確認するとともに、再処理施設への適用性を整理し、補足説明資料に記載して説明する。	
溢水防護設備の詳細設計 4.1	50	溢水00-01 R23 別紙4-5	2023/2/22	・貫通部止水処置におけるシール材のうち、モルタルは試験対象外としている理由（根拠）を整理して説明すること。	不要	モルタルは壁と同材であり、止水性が見込まれることから試験の対象外としている。これについては、溢水00-01 別紙4-5の「4.1.4 貫通部止水処置の設計方針」に追記して説明する。	
溢水防護設備の詳細設計 4.1	51	溢水00-01 R23 別紙4-5	2023/2/22	・貫通部止水処置の複数のパターン用途、使い分けを整理して説明すること。	不要	施工性、材料、耐震性等の状況を考慮して選定している。これについては、溢水00-01 別紙4-5の「4.1.4 貫通部止水処置の設計方針」に追記する。	
溢水防護設備の詳細設計 4.1	52	溢水00-01 R23 別紙4-5	2023/2/22	・溢水防護板の構造概要図について、溢水源、防護対象の位置関係が示されないと、構造の妥当性が確認できないため、必要な情報を図示すること。	要 (薬品防護板)	溢水防護板の構造概要図について、溢水源、防護対象の位置関係が示めせるように図を見直す。これについては、溢水00-01 別紙4-5の「4.3 蒸気影響を緩和する設備」を見直しする。	
溢水防護設備の詳細設計 4.2	53	溢水00-01 R23 別紙4-5	2023/2/22	・温度検出器（測温抵抗体）の図中に部位（端子部）の注釈を明記すること。	不要	温度検出器（測温抵抗体）の図中に部位（端子部）の注釈を追記する。これについては、溢水00-01 別紙4-5の「4.2 被水影響を防止する設備」を見直しする。	
溢水防護設備の詳細設計 4.4	54	溢水00-01 R23 別紙4-5	2023/2/22	・地震計は設置するにも係わらず添付書類1に記載がないため適性化を図ること。	不要	地震計に係る設計方針を、溢水00-01別紙4-1の「2.4 溢水防護設備の設計方針」に追記する。	
その他	55	溢水00-01 R23 別紙4-1～5	2023/2/10	・使用している計算式について、全体を確認して必要に応じて整理して説明すること。	要	使用している計算式を確認の上、必要に応じて修正することとし、溢水00-01 別紙4-8～4-15を見直しする。	
その他	56	溢水00-01 R23 別紙4-1～5	2023/2/10	・使用する数値・計算式については、その根拠を明確化して、説明を拡充すること。	要	使用する数値・計算式の根拠を明確化し、説明を拡充することとし、溢水00-01 別紙4-8～4-15を見直しする。	

コメントに対する対応方針（化学薬品）

コメント管理No.		コメントを受けた資料	コメント日	コメント内容	対応方針（回答方針）	他条文、共通資料との関係有無
分類 (キーワード)	No.					
【薬品00-01（共通00 別紙4）】						
別紙4全体	1	薬品00-01 R21 別紙4-1～5	2023/2/10	・化学薬品の漏えい評価において、漏えいを発生させない対応を採るというコンセプトは、全体説明に大きくかかわることから、冒頭でしっかりと説明すること。	化学薬品の漏えい評価において、漏えい源の除外により漏えいを発生させない対応を採るというコンセプトを、薬品00-01別紙4-1及び4-3に追記して説明する。	
化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.6	2	薬品00-01 R21 別紙4-1	2023/2/10	・薬品防護設備について、溢水防護設備と兼用するものはないのであれば、その旨を明記すること。	薬品の漏えいについては、耐震・応力評価及び補強を行うことで、漏えいを生じさせないことを基本の対応とすることにより、溢水防護設備と兼用とするものはない。これについては、薬品00-01 別紙4-1の「2.6 化学薬品防護設備の設計方針」に追記して説明する。	